

売却区分番号	札幌303-1		
見積価額	¥280,000	公売保証金	¥28,000
財産の表示	<p>1 所在 北海道茅部郡鹿部町字本別</p> <p>地番 530番461</p> <p>地目 山林</p> <p>地積 367.00 平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外 ・準住居地域 ・第一種中高層住居専用地域 <p>建ぺい率 30% 容積率 60%</p>		
接道状況	<p>南東側が幅員約4.5メートルの舗装市道に概ね等高に接しています。</p> <p>街路の系統・連続性は普通です。</p>		
地盤・地勢	<p>地形：火山山麓地です。</p> <p>地質：新生代の堆積岩火成岩です。火成岩は火山活動で放出された様々な大きさの 砕屑物が固まってできた岩石です。</p> <p>地震時の揺れやすさ：やや揺れにくい。</p> <p>土砂災害の可能性：なし</p> <p style="text-align: center;">以上ジャパンホームシールド株式会社の「地盤サポートマップ」から引用。</p> <p>浸水の可能性：なし</p> <p style="text-align: center;">以上鹿部町の「津波ハザードマップ」による</p>		

売却区分番号	札幌303-1		
見積価額	¥280,000	公売保証金	¥28,000
	<p>駒ヶ岳の火山ハザードマップ</p> <p>降下火砕物：危険区域B</p> <p>火砕流（軽石流）・火砕サージ：危険区域B</p> <p>土石流・火山泥流／岩屑なだれ：危険区域C</p> <p>※危険度はA>B>C</p> <p>以上北海道駒ヶ岳火山防災ハンドブックによる</p> <p>間口約2メートル、奥行約50メートルの不整形（旗ざお地）な中間画地です。</p> <p>起伏はありますが、全体として概ね平坦です。</p> <p>路地状部分が約54.4平方メートルあり、全体に占める割合は約15%であり、有効宅地（台形状）面積は約85%です。</p>		
使用状況等	現況は未利用地で雑木が繁茂する山林状の土地です。		
管理状況等	有効宅地部分に管理会社（大和ハウス工業株式会社）が設置した立札があることを目視で確認しています。		
特記事項	<p>・公売対象財産は、大和ハウス工業株式会社が管理する「ロイヤルシティ鹿部リゾート」のF街区に位置しています。</p> <p>・公売対象財産の所有者は、大和ハウス工業株式会社に対して、以下のとおり管理費を支払う必要があります。</p> <p>建物建築前 月額1,500円</p>		

売却区分番号	札幌303-1		
見積価額	¥280,000	公売保証金	¥28,000
	<p>建物建築後 月額2,500円</p> <p>定住後 月額2,000円</p> <p>※定住とは住民票を本地内へ移動した場合という。消費税別途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道は引込可能です（私道沿いに町の本管敷設50ミリ）。 ・下水道は未整備（浄化槽利用）です。 ・都市ガスは未整備です。 ・地積等は公簿上によります。 ・境界は隣接地所有者と協議してください。 ・公売対象財産の管理について不明点がある場合には、大和ハウス工業株式会社森林住宅地管理運営部（01372-7-6868）へお問い合わせください。 		
住居表示等	北海道茅部郡鹿部町字本別 530 番 461		
最寄駅等	J R（北海道） 函館本線 鹿部駅 徒歩 14 分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
一般的留意事項	<p>公売は現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）により行うものであるため、次の一般的事項を十分にご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は担保責任 		

売却区分番号	札幌303-1		
見積価額	¥280,000	公売保証金	¥28,000
	<p>を負いません。</p> <p>3 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>4 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>7 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>8 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p>		

売却区分番号

札幌303-1

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1



※写真画像上の赤線の表示は、境界の目安であり、公図上の表示とは異なります。

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1



売却区分番号

札幌303-1

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1



売却区分番号

札幌303-1

札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1



札幌国税局 公売財産
売却区分番号 札幌303-1

